

不動産鑑定士による 不動産無料相談会

不動産に関する悩み・問い合わせがある時は無料相談会を活用してください。

- 時 10月18日(土) 10:00~16:00
- 場 守口市文化センター3階芸室
- 申 当日15:30までに直接会場へ。
- 問 (公社)大阪府不動産鑑定士協会
- TEL 06-6586-6554

水道工事は市指定業者へ

市内の水道(給水装置)工事は、水道条例により「市指定給水装置工事業業者」以外は施工できません。

新築・増改築やその他水道工事をする場合には、市指定業者に申し込み、水道局に給水装置工事申込書を提出してください。

- 事業者一覧はこちらから
- 問 水道局お客さまセンター
- TEL 06-6991-6771

お詫びと訂正

広報もりぐち9月号について、誤りがありましたので、お詫びして訂正します。正しくは、下記のとおりです。

▼8ページ

- 1. 職員の任免および職員数に関する状況

①職員採用の状況 (令和6年4月1日~令和7年3月31日) (単位:人)

区分	新規採用	再任用		任期付
		うち短期	うち長期	
行政職	9	20	19	19
事務職	9	12	11	13
技術職	-	1	1	-
保育士	-	7	7	-
幼稚園教諭	-	-	-	-
看護師	-	-	-	-
保健師	-	-	-	-
保育教諭	-	-	-	6
合計	9	20	19	19

▼9ページ

- 10. 市公平委員会からの報告事項
不利益処分に関する不服申し立て
..... **1件**

▼23ページ

もりぐち歴史館(旧中西家住宅)
オータムコンサート演者のふりがな
朝倉聖(あさくら **きよし**)氏

固定資産税減額 住宅バリアフリー改修家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅に、一定のバリアフリー改修を行った場合、改修工事が行われた翌年1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税が、3分の1減額されます。

減額措置を受けるには、
対 65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けている人もしくは障がいのある人が居住している。
▽ 工事費(自治体からの補助金や介護保険からの給付を除く)の合計金額が50万円以上で、次のいずれかに該当する。

- ①廊下の拡幅②階段のこう配緩和
- ③浴室改良④便所改良
- ⑤手すり取り付け⑥床の段差解消
- ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

注 減額対象床面積は100㎡まで、貸家は対象外。

申 改修工事終了後3カ月以内に、下記の書類と、固定資産税の減額申請書(市役所2階課税課で配布)を提出
▽ 納税義務者などの住民票の写し(市内在住者は不要)

▽ 工事明細書および領収書など
▽ 次のいずれかが該当するもの

- ① 65歳以上の人が居住していることが確認できるもの(健康保険証などの写し)
- ② 要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証の写し)
- ③ 障がい者手帳などの写し

- 問 課税課・資産税担当
- TEL 06-6992-1474

「行政相談月間」に伴う 特別相談所

9~10月は「行政相談月間」です。毎日の暮らしの中で、国・府・市などに対し、「困った」「納得できない」「もっと詳しく知りたい」などの相談を総務大臣委嘱の行政相談委員に、相談できます。気軽に利用してください。

- 時 10月28日(火) 13:30~16:00
- 場 イオン大日フードコート前(大日東町1-18)
- 問 人権市民相談課
- TEL 06-6992-1512

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る人が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出すことや「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話でATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

- 問 保険課
- TEL 06-6992-1545

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」送付します！

公的年金等の受給者で所得税が課税の対象者には、公的年金支払機関(日本年金機構・各共済組合など)から申告書が順次送られていますので、扶養状況などの必要事項を記入し、年金支払機関へ提出してください。

備 年金収入のみの人は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市民税・府民税に反映されます。

- 問 課税課・市民税担当
- TEL 06-6992-1456

南部地域防災センター完成！

令和6年度から開始した建設工事が7月28日に終了し、南部地域防災センターが完成しました。

本施設は、平時には各指定避難所に収容しきれない物資を補完備蓄するとともに、大規模災害時にはプッシュ型で輸送されてきた救援物資を各指定避難所へ迅速に提供するための中間輸送拠点(集配場所)となります。令和5年度から運用している東部地域防災センター(よつば未来公園内)とあわせて機能させることにより、本市の災害への対応力が向上します。

- 問 危機管理室
- TEL 06-6992-1497

知っていますか？ 固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則、賦課期日(1月1日)時点の登記簿上の地積によります。

測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

- 問 課税課・資産税担当
- TEL 06-6992-1474

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税の第3期分、個人市民税・府民税(普通徴収分)の第2期分、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。また、個人市民税・府民税(普通徴収分)の第3期分の納期限は10月31日(金)です。納期限までに近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

注 納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押、公売などを行っていくことになりますので、必ず納付をお願いします。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

- 問 納税課
- TEL 06-6992-1852~1854

保険料を滞納している人へ

現在、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。

- 問 保険収納課
- TEL 06-6992-1537・1538

国民健康保険料の特別徴収開始

世帯主を含む国保加入者がすべて65~74歳の世帯は、原則、10月より世帯主の年金から保険料を天引きする特別徴収になります。

特別徴収にならない世帯
▽ 世帯主が擬制世帯主※である

※ 国民健康保険の被保険者でない人が世帯主となっている

▽ 年金受給額が年180,000円未満

▽ 世帯主の介護保険料が特別徴収されていない

▽ 介護保険料と国民健康保険料の合計が年金受給額の2分の1を超える

備 特別徴収の対象世帯には、6~7月に「令和7年度国民健康保険料額決定・変更通知書」を送付しています。

令和8年度の特別徴収

令和8年4・6・8月は、令和8年2月の年金から特別徴収する保険料と同額を、仮徴収として特別徴収します。

令和8年10・12月、令和9年2月は、令和8年度の保険料額が決定した後、決定した保険料額から仮徴収した保険料額の合計を差し引いた額を、3回に分けて特別徴収します。

ただし、令和8年度の保険料額が決定した結果、令和8年4・6・8月に仮徴収した特別徴収の額と、令和8年10・12月、令和9年2月に特別徴収することとなる額に大きな差が出ている場合は、特別徴収の額を平準化するため、令和8年8月の特別徴収額を調整することがあります。

- 問 保険課
- TEL 06-6992-1545

家屋調査を実施中

市では、新築・増改築や取り壊しのあった家屋を対象に調査を行っています。この調査は、令和8年度の固定資産税の評価額を算定するためのもので、屋内調査も行いますので、ご協力をお願いします。

調査にあたる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

- 問 課税課・資産税担当
- TEL 06-6992-1474

お知らせ

新しい国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせが届きます

令和6年12月2日に被保険者証が廃止されたため、マイナ保険証を持っていない人には、10月上旬から順次、新しい資格確認書(水色)を特定記録郵便で郵送します。

また、マイナ保険証を持っている人には、資格情報のお知らせを普通郵便で郵送します。

新しい資格確認書・資格情報のお知らせが10月31日(金)までに届かない場合や記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡してください。

なお、新しい資格確認書は届いたときから有効です。新しい資格確認書が届いたら、古い被保険者証・資格確認書(桃色)を破棄してください。

よくあるQ&A

Q. マイナ保険証のメリットは？

A. ①過去の薬・診療データに基づくより良い医療が受けられる。

②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される。

③救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される。

Q. マイナ保険証の読み取りができない場合は、どのように受診するの？

A. カードリーダーの不具合などにより読み取りができない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせ(またはマイナポータル上の資格情報の画面)を提示することで受診できます。

Q. マイナ保険証を持っていても、資格確認書はもらえるの？

A. 高齢者や障がいのある人など、マイナ保険証の利用が困難な場合は保険課へ申請すると、資格確認書の交付が可能です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 問 保険課
- TEL 06-6992-1545

